

ごりら LABO 会員規約

運営

第1条

ごりら LABO の運営・管理（会員資格の得喪変更、会費・諸費用の収受、会員規約の制定・改廃等の決定手続きを含む）はきりん鍼灸整骨院が行います。

目的

第2条

ごりら LABO は、地域の方々が運動を通して心身の健康の維持・増進を図ることを目的としています。

また、痛みがある方や運動に不安のある方でも楽しんで運動ができる施設づくりを目指しています。

入会資格

第3条

ごりら LABO に入会できる方は、下記の趣旨に賛同し本規約を承諾した方とします。（以下「メンバー」とします）

暴力団構成員、会員様の円滑な施設利用に支障を来す可能性がある方、その他がきりん鍼灸整骨院が不相当と認める方は、入会資格がありません。また、入会後であってもこれらの事象が判明した時点で退会していただきます。

入会手続

第4条

ごりら LABO に入会する方は所定の入会手続きを行い、きりん鍼灸整骨院の承認を得た上で会費及び手続きの諸費用をお支払いいただきます。また、必要により医師の健康証明書の提出を求めることがあります。

入会する本人が未成年者の場合は、本人と保護者の連名で申込み手続きをとらなければなりません。この場合保護者は、自らメンバーになった場合と同様に本規約に基づく責任を本人と連帯して負担し、本規約第 17 条に定める危険負担とごりら LABO の免責につき同意するものとします。

入会諸費用

第5条

メンバーは、ごりら LABO の定める入会諸費用を、所定の方法できりん鍼灸整骨院に支払

わなければなりません。なお、当該入会諸費用は、入会契約締結及び履行のための必要費用であり、一旦納入した入会諸費用は返還しません。

資格停止及び除名

第6条

ごりら LABO は、メンバーが次の各号の一つに該当すると認めた場合は、メンバー資格の一時停止または除名をすることができます。

- 一 ごりら LABO の定める会費・諸費用につき、3ヶ月以上滞納したとき。
(除名の場合も除名以前の会費・諸費用は全て納入していただきます。)
- 二 ごりら LABO の施設及び備品を故意に毀損したとき。
- 三 本規約、その他ごりら LABO が定める規則に違反したとき。
- 四 ごりら LABO の名誉、信用を毀損し、または秩序を乱したとき。
- 五 入会書類に虚偽を記載したことが判明したとき。
- 六 メンバーとして品位を損なうと認められる非行があったとき。
- 七 伝染病等他人に伝染・感染するおそれのある疾病に罹患したとき。
- 八 ごりら LABO の合理的な指示・指導に従わないとき。
- 九 その他ごりら LABO が社会通念に照らし、メンバーとしてふさわしくないと認めたとき。

会員資格の喪失

第7条

メンバーは、退会、除名、死亡及び失踪宣言をうけたとき、その資格を失います。

会員資格の譲渡禁止

第8条

メンバーは、その会員資格を他に譲渡すること（相続を含みます）はできません。

会費等の支払

第 9 条

メンバーは、ごりら LABO の定める会費等を所定の方法で支払わなければなりません。会費等の種類、金額、支払期限及び支払方法等はごりら LABO が定めるものとします。

(月会費は、メンバーがごりら LABO のメンバー資格を有する限り、施設を利用しない場合も支払い義務が発生します)

施設利用料 (ヨガ等の特別指導料等)

第 10 条

メンバーは、ごりら LABO を利用する場合、別途施設利用料を定める施設については、その定められた施設利用料を支払わなければなりません。

退会

第 11 条

メンバーは、各月の 10 日までにごりら LABO の定める方法で退会手続きを行うことにより、その月末限りで退会することができます。電話等口頭での退会は受け付けません。10 日を過ぎた場合は、事務手続き上、翌月末日扱いになります。なお、退会手続きが完了しない限り会費支払義務は発生するものとします。

ビジターの利用(ヨガ)

第 12 条

ごりら LABO は、メンバーの同伴によりメンバー以外の方 (以下「ビジター」といいます) を利用させることができます。ビジターは、施設を利用するにあたり、本規約第 18 条に準ずるものとします。

前項の規定にかかわらず、ごりら LABO は必要に応じてビジターの入場制限をすることができるものとします。なお、ビジターの料金、その他に関する規則は別に定めます。

休業

第 13 条

ごりら LABO は、原則として日曜日を定休日とします。また、日曜日のほか、年末年始、諸施設の補修、きりん鍼灸整骨院の都合により休業することがあります。なお、休業に関してのお知らせは原則として 2 週間前までにジムに掲示します。ただし、施設安全管理の面から緊急工事が必要な場合など緊急の事態が発生した場合には、あらかじめ掲示することなく一部または全部の施設を休業することができるものとします。

施設の廃止・利用制限等

第 14 条

ごりら LABO は、次の事由により施設の一部または全部を閉鎖または臨時休業することができます。

- 一 台風その他異常気象、風水火災害、地震、近隣の事故等でごりら LABO の業務遂行に支障があるとき。
- 二 施設の改造または補修工事实施のとき。
- 三 法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化があったとき。
- 四 施設の使用権限が消滅する等運営に影響が生ずる事情が発生したとき。
- 五 その他閉鎖または臨時休業の必要があると認められるとき。

ごりら LABO は、施設を利用して一般を対象としたレッスン等を、あらかじめ館内掲示することにより開催することができます。なお、メンバーはこれらのレッスンで使用する間の当該施設は原則として利用可能としますが、タイミングにより一部マシンやエリアが使用不可となることをご了承ください。この場合、メンバーに対する補償はいたしません。

メンバーの利用及び事故

第 15 条

メンバーは、自己の責任と危険負担において他のメンバーと協調して、ごりら LABO を利用するものとします。

ごりら LABO は、メンバーが施設利用中に生じた盗難、怪我その他の事故について、ごりら LABO の責めに帰すべき事由がない限り、責任を負いません。メンバー同士の施設内外でのトラブルについても同様とします。

メンバーは、ごりら LABO において、技量を超えた行為及び危険行為は行ってはならないものとします。また、ごりら LABO の事前の書面による承諾なしに、対価を得て他の利用者に対する指導行為を行ってはならないものとします。

変更事項

第 16 条

メンバーは、住所または連絡先等に変更があった場合は速やかに所定の方法で手続きをするものとします。

諸費用の改定

第 17 条

ごりら LABO は、本規約に基づいてメンバーが負担すべき諸費用を、社会情勢・経済状況の変動等を参考にして改定することができます。この場合、ごりら LABO は改定日の 1 ヶ月以上前までに施設内への掲示及び当社ホームページにてメンバーに告知するものとします。

細則

第 18 条

本規約に定めていない事項及び業務遂行上必要な細則は、ごりら LABO が定めるものとします。

改定

第 19 条

本規約の改定及び変更はごりら LABO により為されるものとし、その効力は当該改定及び変更時に在籍する全てのメンバーに及ぶものとします。なお、ごりら LABO が本規約の改定及び変更を行うときは改定日の 1 ヶ月以上前までにその内容を施設内への掲示及び当社ホームページにてメンバーに告知するものとします。

附則

第 20 条

本規約は 2023 年 9 月 1 日より施行します。

名称及び所在地

名 称：ごりら LABO

所在地：千葉県松戸市六高台 7-71-3

〔 会員規約第 6 条について〕

① 資格停止・除名事項

会員の資格停止及び除名については、会員規約第8条に規定してありますが、以下の行為は同条に掲げる事由に該当しますので、確認のため例示いたします。

1. 3ヶ月以上、諸会費、諸料金、または諸費用を支払うことなく、不正に施設、サービスを利用する行為。
2. ごりら LABO の施設利用者、スタッフなどに対する暴力行為（殴打、身体を押す、掴む等も含む）。
3. 奇声を上げる、大声で怒鳴る、行く手を阻む等の威嚇行為。
4. 物を投げる、壊す、叩く等の危険行為。
5. ごりら LABO の施設などを破壊、損傷、乱暴に扱う等の行為。
6. ごりら LABO の器具、その他の備品の施設外への持ち出し行為。
7. 施設利用者またはごりら LABO スタッフ等に対する待ち伏せ、尾行、個人的交友の強要、執拗な会話の強要等のつきまとい・ストーカー行為。
8. 盗撮、盗聴、痴漢、覗き、露出、唾を吐く等、法令または公序良俗に反する行為。
9. 危険物（武器、刃物、大量の花火などを含む爆発物、有害な薬品など）及び不衛生な物（異臭を放つ物など）を館内に持ち込む行為。
10. 動物を館内に連れ込む行為。
11. 施設利用者またはごりら LABO スタッフ等に対する物品販売等の営業行為、勧誘行為、金銭の貸借等の行為。ビラ等の配布、はり紙等の掲示、宗教活動、政治活動、署名活動その他これに準ずる行為。
12. 所定の場所以外での排泄行為。

② 禁止事項

以下の行為も、その程度によっては会員規約第8条（資格停止・除名規程）に掲げる事由に該当する場合がありますので、念のため例示いたします。

1. ごりら LABO の施設利用者、スタッフ、施設または会社を誹謗・中傷する行為。
2. 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法でごりら LABO のスタッフを拘束する等、業務を妨げる行為。
3. 自らのカギを他人に貸与したり、使用させる行為。また、他の会員のカギを当該会員の承諾を得たか否かに関わらず使用する行為。
4. ごりら LABO の許可なく施設内において撮影・録音をする行為。
5. 他人の施設利用を妨げる行為。
6. 飲酒をしての施設利用。
7. 社会通念上または信義則上、不当または過度な要求行為。

③ お願い（マナーについて）

以下の行為もご遠慮いただきますようお願い致します。なお、状況・程度によっては

①②の資格停止・除名または禁止行為に該当する場合もあり得ますのでご注意ください。

1. 高額な金銭、物の館内への持ち込み。
2. ごりら LABO の施設を長時間独占する行為。
3. ごりら LABO の施設・備品などを本来の目的以外の用途で用いる行為。
4. ごりら LABO の許可を得ずに、施設を利用して他の会員等に指導する行為。
5. 利用時間、入館時間を守らず入館する行為及び、利用時間、退館時間を守らず滞在する行為。
6. ごりら LABO の許可を得ずに、施設内で写真または動画を撮影する行為。(館内は原則として撮影禁止です。クラブが許可したイベント等の撮影画像であっても、ご自身以外の方が写った画像を SNS 等に投稿することはご遠慮いただいております。)

※本ハウスルール(細則)は 2023年9月1日より施行します。

以上